

## 構造改革特別区域の第2次提案等に対する政府の対応方針

平成25年5月17日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成24年10月1日から31日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第2次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部令第1条第2項に基づき、評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価を行うとともに、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）から諮問のあった未実現提案について調査審議を行った。これらの結果について、評価・調査委員会は、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」として取りまとめ、平成25年3月6日に本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

### 1. 未実現の提案に関する調査審議意見

別紙1に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応する。

### 2. 規制改革事項に対する政府の対応方針

#### (1) 第2次提案に関する対応方針

##### ① 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別紙2のとおりとする。

##### ② 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別紙3のとおりとする。

##### ③ 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別紙4のとおりとする。これらについては、関係府省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

##### ④ その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、全てが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共

団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすれば良いか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

## **(2) 未実現の提案に関する調査審議意見に対する対応方針**

未実現の提案に係る調査審議の結果、特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別紙5のとおりとする。

## **(3) 評価・調査委員会の評価意見に関する対応方針**

### **① 全国展開する規制の特例措置**

評価の結果、全国展開する規制の特例措置は、別紙6のとおりとする。これらの規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）別表1から削除するとともに、別紙6に示された全国展開の実施内容及び実施時期を基本方針別表2に追加する（ただし、規制の特例措置の一部を全国展開するものについては、全国展開の実施内容を基本方針別表2に記載し、規制の特例措置として存続する内容を基本方針別表1に記載する。）。

関係府省庁は、基本方針別表2に追加した規制の特例措置を定める法令の改正等を行う。関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正等案と基本方針別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

### **② 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置**

評価の結果、全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙7のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙7に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うこととする。

別紙1 未実現の提案に関する調査審議意見

要望事項	調査審議意見	関係府省庁
障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和	<p>本提案については、平成23年12月の地方自治法施行令の改正により、法で定める障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等に準ずる者として、地方公共団体の長が一定の手続により定めた基準に基づいて認定を受けた者と随意契約を締結することができることとされた。また、調査審議において、株式会社も「準ずる者」の対象となり得ることが確認された。</p> <p>関係府省庁は、政令改正の趣旨及び内容を、関係する会議等で説明することや、自治体からの相談に適切に対応する等、周知徹底を図られたい。</p>	総務省
公立大学法人（地方独立行政法人）の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和	<p>公立大学法人の研究成果の活用は地域経済の活性化など効果的な面がある一方、公立大学法人の出資という形態をとる場合には、その意義（公立大学法人による出資の目的や必要性）及び手法（リスク管理等経営参画の在り方を含む。）等の課題について提案者は十分に検討する必要がある。その整理が成された段階で改めて関係府省庁における検討を進めることとする。</p>	総務省
農地利用集積円滑化団体の民間開放	<p>関係府省庁は、農地所有者代理事業に関する事務について、判断行為（賃貸借契約の締結等）を除き、準備行為（貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等）及び事実行為（相談窓口の設置等）を対象として、農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」という。）から民間企業への事務委託を可能とするよう措置すること。このため、円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行い、全国的に民間企業への事務委託が可能である旨の周知徹底を図ること。</p>	農林水産省

別紙2 第22次提案に関する対応方針(新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁	提案主体
1226	公有水面埋立地における用途区分の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有水面埋立法第2条及び第29条</li> <li>・公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号, 河政発第57号)記1(4)</li> <li>・埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日国河政第28号, 国港管第253号)記2(3)及び記4</li> <li>・埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条及び第29条の適用に係る特例措置について(平成17年6月27日国河政第28号, 国港管第253号)の一部改正について(平成23年3月9日国河政第147号, 国港総第741号)</li> </ul>	<p>埋立地の用途のうち工業用地については、日本標準産業分類の中分類によることとしているが、生産施設と物流施設の近接立地を可能とすることにより新たな企業誘致の促進・臨海部の活性化が期待できることから、構造改革特区において、埋立地における用途区分として「製造・流通業用地」を加え、用途区分の柔軟化を措置する。</p>	国土交通省	大阪市

別紙3 第22次提案に関する対応方針(全国において実施する規制改革事項)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁	提案主体
9-134	トライアル雇用制度の対象者要件の見直し	雇用保険法施行規則第一百の三 トライアル雇用事業実施要領	トライアル雇用制度の整理・統合に伴う、中高年齢者に係る対象者要件の見直しを行う。	平成25年度予算成立後	厚生労働省	埼玉県

別紙4 第22次提案に関する対応方針(関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項)

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁	提案主体
951	家庭的保育(保育ママ)事業の基準緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第9項</li> <li>・児童福祉法第34条の16</li> <li>・児童福祉法施行規則第1条の32</li> <li>・家庭的保育事業の実施について</li> <li>・保育対策等促進事業の実施について</li> </ul>	家庭的保育者認定のための基礎研修及び認定研修の科目及び時間の緩和について検討を行う。	<p>子ども・子育て関連3法の本格施行時</p> <p>※子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税10%引き上げ時期(平成27年10月)を踏まえた上で政令で定めることとされている。</p>	厚生労働省	静岡県
952	一時預かり事業の基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第7項</li> <li>・児童福祉法第21条の9</li> <li>・児童福祉法第34条の12～14</li> <li>・児童福祉法施行規則第36条の33～35</li> <li>・子育て支援交付金交付要綱</li> </ul>	一時預かり事業の保育士に限られている人員配置の要件を、家庭的保育者等まで拡大することについて検討を行う。	<p>子ども・子育て関連3法の本格施行時</p> <p>※子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税10%引き上げ時期(平成27年10月)を踏まえた上で政令で定めることとされている。</p>	厚生労働省	静岡県

別紙5 未実現の提案に関する調査審議意見に対する対応方針(全国において実施する規制改革事項)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	関係府省庁	提案主体
1030	農地利用集積円滑化団体が行う準備行為及び事実行為の民間企業への事務委託の容認	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項	農地利用集積円滑化事業のうち準備行為（貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等）及び事実行為（相談窓口の設置等）については、当該事業の実施主体（市町村等）から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行う。	平成25年4月 （措置済）	農林水産省	兵庫県

別紙6 評価・調査委員会の評価意見に関する対応方針(全国展開する規制の特例措置)

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	関係府省庁
936	保育所における 看護師配置補助 要件の緩和事業	4人以上6人未満の乳児が入所している保育所について、当該保育所に勤務する看護師又は保健師を、1人に限って、保育士1人とみなすことができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。なお、調査結果において、職種が異なるに伴うコミュニケーションの困難、保育業務についての知識不足等が確認されたことから、関係府省庁は、これらを解消するため、看護師等に対する保育業務に関する研修等の機会の確保について適切に配慮すること。	省令	平成25年度中	厚生労働省
1205 (1214、 1221)	重量物輸送効率 化事業(車両の 長さおよび最小 回転半径に關する 事項)	重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ軸重が10トン(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン)以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。また、重量物を輸送する車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合には、車両の長さ及び最小回転半径の規定を適用しない。	一部	私有地内の通路その他私道の通行を中心とした利用など、車両が直進して道路を横断する場合に限り、車両の長さの特例措置について、21.04m以下を許可限度として、全国展開を行うこと。	通達	平成25年度中	国土交通省
1223	長大フルトレーラ 連結車による輸 送効率化事業	フルトレーラ連結車(セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。)について、各道路管理者は、連結車の長さについて21メートルを上限として許可することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成25年度中	国土交通省



別紙7 評価・調査委員会の評価意見に関する対応方針(全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置)

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	関係府省庁
105・1222	搭乗型移動支援 ロボットの公道 実証実験事業	一定の要件を満たす搭乗型移動支援 ロボットについて、一定の公道におい て、搭乗型移動支援ロボットの特性や 道路交通環境を踏まえつつ、必要とな る安全措置を講じた上で、実証実験を 行うことを可能とする。	本特例措置については、平成24年11月2日付けで基本方針別表1に追加された特例措 置「106・107」の評価と併せて、105(106・107)・1222として、平成26年度に改めて 評価を行うこと。	平成26年度	警察庁・国土 交通省
834(835)	地方公共団体の 長による学校等 施設の管理及び 整備に関する事 務の実施事業	教育委員会が行うこととされている学 校等施設の管理・整備に関する事務を 地方公共団体の長が実施することを可 能とする。	認定地方公共団体における特区計画が平成25年度以降完全実施された後に、その運用 状況をみた上で、平成27年度までに改めて評価を行うこと。 関係府省庁は、本特例措置をさらに進める視点に立って、関連ケースを含めて、学校等 施設の管理・整備に関する権限の在り方の観点を含む複合施設の有効な管理・整備の方 策や事例に関する整理を行い、平成25年度、評価・調査委員会にその結果等を報告する こととする。	平成27年度まで	文部科学省
920	公立保育所にお ける給食の外部 搬入方式の容認 事業	公立保育所の3歳未満児に対する給食 について、保育所外で調理し搬入する ことを可能とする。	関係府省庁は、調査結果を踏まえ、弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作 成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ 求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の 施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房 は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸 念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に 評価・調査委員会に報告すること。	平成28年度	厚生労働省

938	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。	関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成27年度に改めて評価を行うこと。	平成27年度	厚生労働省
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、許可の不要な狩猟による捕獲を可能とする。	本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行い、その結果を内閣官房に報告する。調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行うこと。	銃及びわなによる狩猟実績が確認された場合	環境省